

独立行政法人酒類総合研究所 中期目標

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、酒税法においては酒類を原料・製造方法等によって分類して税率を適用しているためその適正かつ公平な賦課の実現のためには酒類の高度な分析及び鑑定が必要であること、また酒類業のほとんどが中小零細企業で占められており酒類業の健全な発達を図るためには民間企業では実施が困難な基礎的・基盤的な研究等が必要であること等を踏まえ、国税庁が担う事務のうち高度に技術的・科学的な部分を実施する独立行政法人として独立行政法人酒類総合研究所法（平成 11 年法律第 164 号）に基づき、平成 13 年 4 月に発足した。

その目的は、同法において、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることとされている。

酒総研については、財務省独立行政法人評価委員会によって平成 17 年に行われた第 1 期の中期目標期間（平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）の中間的な評価において、その業務の実績は中期目標に照らして順調であるとされ、さらに、「酒類に関する世界的にも類を見ない研究機関として実績を積み重ね、醸造微生物や醸造関連酵素などをはじめとする研究業務全般において依然高いレベルにあり、基礎研究から産業現場までをカバーする独創的な研究を順調に実施しており、特に清酒酵母や麹菌に関する研究では、わが国の伝統的な醸造技術に見られる優れた原理を遺伝子レベルで解明し、国際的にも高い水準の成果を出しており、今後、世界的に評価され得るポストゲノムの醸造研究をリードしていくことが期待される」とされたところである。

以上の点も踏まえ、第 1 期の「中期目標の期間の終了時の組織及び業務全般の見直しの検討」を行った結果、酒総研については、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、次期中期目標期間に向けて、第一に、研究及び調査業務等の重点化・効率化、第二に、中期目標等における法人の任務・役割等の明確化、第三に、非公務員による業務の実施の三点を内容とする見直しを行うこととした。また、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）において役職員の身分の非公務員化、業務運営の効率化等が決定された。酒総研の役職員の身分の非公務員化に関しては、そのために必要な独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案を既に第 164 回通常国会に提出し成立、施行されたところである。さらに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化及び自律化について、酒総研が講ずべき措置が決定された。

酒総研は、中期計画の策定に当たっては、この中期目標はもとより、上記閣議決定の趣旨、内容等を踏まえ、目標を達成するためにとるべき措置について、可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

1 中期目標の期間

酒総研の第2期の中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

2 業務運営の効率化に関する事項

酒総研の研究及び調査業務等は、法人の目的を踏まえ、独立行政法人として真に担うべき研究に取り組むとの観点から、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発研究業務や社会経済情勢の変化に対応したものに重点化して実施する。

(1) 業務運営

研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、理事長のトップマネジメントの下で、効率的かつ効果的な業務運営を確保する。

また、東京事務所のあり方を含め、組織体制の一層の合理化を図る。

イ 研究資源の柔軟な配分を可能とするため、研究体制をより大きな部門制に再編して、柔軟で機動的な組織運営を行うとともに、業務の責任の所在を明らかにするため、業務担当者を明確にする。

ロ 効率的かつ効果的な業務運営を図るため、定期的な進捗状況等の把握を的確に行い、その結果を業務運営に反映させる。さらに、外部有識者による助言を受けること等により、客観的で透明性を確保した運営に努める。

ハ 酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から、法令遵守体制の整備等に一層積極的に取り組むものとする。

ニ 業務の更なる効率的な運営により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は除く。）を含む。）の削減に努めることとし、一般管理費については毎年度3%以上（5年間で14.1%以上）、業務経費については毎年度1%以上（5年間で4.9%以上）の削減を行う。

ホ 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 平成19年12月に酒総研が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

ヘ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

また、酒総研の給与水準については、社会的に理解が得られるようなものになっているか引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むものとする。

おって、研究業務の活性化の観点から、優秀な研究者の活用や環境の整備等を図る。

(2) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生の確保を推進するとともに、職員の健康増進を図る。

(3) 職員の資質の向上

職員の資質の向上に努めるとともに、職員の業績を適切に評価し、その結果を処遇等に反映することにより、勤労意欲の向上を図る。

(4) 研究施設・機器等の効率的使用

研究施設・機器等については、研究及び調査業務等の重点化等を考慮し、効率的かつ効果的な維持管理等が行われるよう計画的に整備する。また、広く研究等を行う者の利用に供するなど、その有効活用に努める。

(5) 業務・システムの最適化

「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成 16 年 6 月 14 日一部改訂)、「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)等の趣旨及び目的を踏まえ、業務・システムの最適化に努める。

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

酒総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めるといふ当該法人の目的を踏まえ、業務を独立行政法人として真に担うべきものに重点化するとともに、その質の向上に努める。

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、国、公的試験研究機関、民間等からの依頼に基づき、浮ひょう等の計器校正、国税庁所定分析法等の改良、受託分析、受託試験醸造等を行う。併せて、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行う。

また、分析業務については、特定成分の分析など、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間開放を推進する観点から、中立性を保ちつつ、民間事業者等に委託する。

(2) 酒類の品質評価

酒類の全国的な品質調査である鑑評会は、酒総研の後援又は業界団体との共催により実施し、共催により実施したのもも業界団体による実施への移行を検討する。なお、共催の場合は、収支相償の考え方に基づいて実施する。

酒類業界等が主催する鑑評会等については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査のための職員の派遣等の支援を行う。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

研究及び調査業務は、行政ニーズや社会経済情勢の変化に対応して、以下の3分野に重点化し、公益性又は緊急性が高いと認められるものについては実用化までを目指した技術開発を行う。併せて、第1期中期目標期間の研究区分（特別研究、特定研究及び経常研究）を特定研究の廃止などにより再編し、特に重点的に研究資源を投入すべき研究課題はその旨を明確に位置付けて実施する。また、研究及び調査業務等の活性化並びに運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については積極的に民間機関との共同研究による実施を推進するとともに、他の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。

なお、研究業務については、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、積極的に民間機関との共同研究や研究の民間機関への移行を念頭におきつつ、基礎的・基盤的研究に重点化を図る。

イ 酒類の安全性の確保に関する研究

国内外の酒類の安全性の確保に関する情報を収集、整理し、国民に提供するとともに、安全性に関わる物質の酒類における分析方法及び低減方法の開発などの研究を行う。

ロ 環境保全に関する研究

酒類製造に伴う環境負荷の低減、資源の有効利用及び再資源化に関する研究を行う。

ハ 技術基盤の強化に関する研究

酒類製造の原料から製品に至る技術レベルの向上に資する基礎的・基盤的研究（鑑定技術の向上に資するための研究を含む。）を行う。また、これまでに蓄積された知見を基に醸造用微生物の優れた醸造特性を解明し、ポストゲノム研究における成果を上げ、酒類の品質向上等に資する研究を行い、ライフサイエンスの発展に貢献する。

(4) 研究及び調査の成果の公表及び活性化

研究及び調査の成果については、論文の質の向上を図り、国内外の学会等で発表するとともに、積極的に学術雑誌等に広く公表し、民間等の研究又は技術基盤の強化に貢献する。また、特許にふさわしいものについては、国際特許の出願を含め、迅速な処理による取得に努める。

産学官の連携及び協力を促進するため、国、公的試験研究機関、大学、民間等との交流を積極的に行う。さらに、海外機関、国際機関等との連携を積極的に推進する。

(5) 成果の普及

酒総研の研究活動等による成果については、国民に分かりやすく説明することを基本的責務と位置付け、研究成果のデータベース化、特許及び施設の公開等の取組を積極的に行う。

(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供

行政ニーズ等に的確に対応し、国民の酒類に関する認識を高めるために、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理し、教養講座の開催やインターネット等の各種媒体を通じた情報提供を行う。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習

酒類業の健全な発達に資するため、酒類業者等を対象とした講習会、研修会等を開催する。講習会は業界団体との共催により実施し、共催できないものについては廃止を検討する。なお、共催の場合は、収支相償の考え方に基づいて実施する。

(8) その他の附帯業務

我が国の伝統技術である酒類製造等に関する研究・調査を担う唯一の独立行政法人として、関係学会、研究交流会、シンポジウム等への協力を積極的に行う。

4 財務内容の改善に関する事項

手数料水準の見直し等を通じ、積極的に自己収入の増加を図るとともに、競争的研究資金等の獲得に努めるなどの経営努力を行い、運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

5 その他業務運営に関する重要事項

公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開及び個人情報保護に適正に対応する。